

■ 学校において予防すべき感染症

学校保健安全法及び学校保健安全法施行規則に定める下記の感染症にかかった場合、または疑いがある場合には登校せず、すみやかに医療機関で診察を受けてください。その結果、感染症と診断された場合は、直ちに保健センターまたは学部事務室に電話連絡をしてください。

	感染症の種類	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群 (病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。)	
	中東呼吸器症候群(病原体がMERSコロナウイルスであるものに限る)及び特定鳥インフルエンザ	
	第2種	
百日咳		特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹 (はしか)		解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)		耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹		発疹が消失するまで
水痘 (水ぼうそう)		すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱 (プール熱)		主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核		症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		
第3種	コレラ	症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症	

上記感染症の診断があった場合は、本学指定の「感染症登校許可証明書」を医療機関において記入してもらうか、医療機関の発行する治癒証明書を保健センターに提出してください。

※ 連絡先 049-271-7725 (坂戸キャンパス 保健センター)
03-6238-1199 (紀尾井町キャンパス 医務室)

◆ 自分で出来る感染予防

1. 予防接種が推奨されている病気 (はしか・風疹・流行性耳下腺炎など) でまだかかったことがなく予防接種を受けていないものがある場合は保護者・医療機関と相談の上、予防装置をとる。
2. 咳が続く時や体調不良、発熱 (37.5度以上) には、早めに医療機関を受診する。
3. うがい・手洗いの習慣を身につける。
4. 規則正しい生活をする。
5. 十分な睡眠時間と栄養バランスのよい食事を心がける。
6. 流行時期は、人ごみを避ける。
7. 咳が出ている時はマスクを着用する。

